

## 甲良町農業委員会の委員候補者募集等実施要領

### 1 楽旨

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」といいます。)第9条の規定に基づき、甲良町議会の同意を得て甲良町長が任命する甲良町農業委員会の委員(以下「農業委員」といいます。)の候補者の推薦及び募集(以下「募集等」といいます。)を行います。

### 2 農業委員の職務内容

- (1) 農地の権利移動及び転用に係る許認可等の業務
- (2) 農地利用の最適化及び最適化を推進する業務  
(担い手への農地集積・集約化・新規参入の促進等)の推進に関する業務・指針の作成・変更
- (3) その他担当区域(別表)における農地の確保と利用調整のための現場活動等
- (4) 農地利用の最適化の推進に関する施策について、甲良町長へ提出する意見の決定

### 3 任期

3 年(令和8年7月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日まで)

### 4 身分

甲良町の特別職の非常勤職員

### 5 報酬

甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給

### 6 募集等の人数

14 人

### 7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員、又はこれらと密接な関係を有する者でない者
- (4) 法令等の規定により農業委員との兼職が禁止されている職にない者
- (5) 町内に住所を有する者(ただし、特別な事由がある場合はこの限りでない)

## 8 推薦及び応募に係る手続等

所定の様式に必要事項を記入の上、(3)の添付書類を添えて、甲良町役場産業課農業委員会事務局に提出してください。推薦及び応募に係る書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

### (1) 推薦及び応募様式

①農業者等の個人が推薦する場合

『甲良町農業委員会の委員候補者推薦申込書(個人推薦用)』(様式第1号)

②法人又は団体が推薦する場合

『甲良町農業委員会の委員候補者推薦申込書(法人・団体推薦用)』(様式第2号)

③一般募集に応募する場合

『甲良町農業委員会の委員候補者応募申込書』(様式第4号)

### (2) 様式の配布

甲良町役場産業課内甲良町農業委員会事務局の窓口に備えるほか、甲良町ホームページからもダウンロードできます。

### (3) 添付書類

(1)の①②により推薦を受ける者及び③により応募する者は、次の書類を添付してください。

ア 住民票(発行後3箇月以内のもので省略事項のないもの(マイナンバーを除く))

イ 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書(様式第3号)

### (4) その他留意する事項

特に、女性に関して全国的に積極的な推薦、公募等が推進されております。

前回に引き続き今回も、農業委員会等に関する法律及び関連政令に基づき、農地利用最適化推進委員の募集は行いません(農業委員の候補者のみ募集)。

## 9 募集等の期間

令和8年1月19日(月)8時30分～令和8年2月17日(火)17時15分

甲良町役場産業課内甲良町農業委員会事務局に持参して下さい。

## 10 評価方法

- (1) 「甲良町農業委員会の委員候補者評価委員会」において推薦を受けられた者又は応募された者の評価を行い、町長に報告します。
- (2) 評価に当たっては、農業委員の過半数が認定農業者であること、委員の決定において年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮する等、法で規定されているためこれらの条件を考慮しながら審査します。

## 11 募集等の状況の公表

(1) 募集の期間中(中間公表)、終了時に推薦及び応募した方の氏名等を公表します。

## 12 評価結果の通知等

(1) 評価結果については、3月下旬頃に甲良町ホームページ等により公表するとともに、申込者全員に通知します。

(2) 評価の結果、農業委員の候補者となられた方については、甲良町議会6月定例会で町議会の同意を得て、令和8年7月20日付で甲良町長が任命します。

## 13 問い合わせ先及び提出先

〒522-0244 犬上郡甲良町在士 353 番地 1 電話 0749-38-5069  
甲良町産業課内甲良町農業委員会事務局

## 別表

区域番号	担当区域
1	下之郷、法養寺
2	在士、尼子
3	吳竹、小川原
4	北落、横関
5	金屋、正樂寺、池寺
6	長寺